

はじめに

平成17年に発達障害者支援法が施行されてから10年が経過し、発達障害という言葉が広く知られるようになり、各分野での支援の取組も進んできています。

しかしながら、発達障害のある方々の困難は一人ひとり異なり、きめ細かな対応が必要であることや、必要とされる支援も保健、医療、福祉、教育、労働、司法などの様々な分野に広く及ぶことから、地域の支援者におけるさらなる理解促進や、支援機関の相互連携等が求められています。

東京都においては、発達障害者支援法に基づき、東京都発達障害者支援センターを運営し、発達障害のある方や御家族の相談支援等に対応するとともに、平成21年度に『発達障害者支援ハンドブック』を発行するなど、関係機関への普及啓発等を進めてまいりました。さらに、平成22年からは、区市町村発達障害者支援体制整備推進事業として、都内区市町村における早期発見・早期支援のためのシステム構築や、成人期発達障害者支援に係る取組に補助を行うなど、身近な地域で安心して生活できる環境の整備を進めてまいりました。

本ハンドブックは、この間の取組の広がり新たな課題を踏まえ、発達障害の特性や、支援システムの実例及び具体的な支援手法、社会資源等を中心に、上記の『発達障害者支援ハンドブック』を改訂したものです。

本ハンドブックの作成にあたっては、学識経験者、各分野の支援機関、関係団体等で構成する「発達障害者普及啓発事業検討委員会」（委員長：都立小児総合医療センター 田中哲副院長）を設置し、様々な御意見をいただきました。また、取組例の紹介に当たっては、関係機関に多大なる御協力いただきました。

発達障害のある方々が、身近な地域でライフステージを通じて適切な支援を受けられる体制整備を進めるため、本ハンドブックがその一助となれば幸いです。